令和7年度棚田マルシェ等開催事業業務委託 企画提案募集要領

1 業務概要

(1)業務名

令和7年度棚田マルシェ等開催事業業務

(2)業務内容

別添「提案仕様書」による。

なお、提案仕様書は、本企画提案募集の実施にあたり、本業務の想定される条件を示すものであり、委託契約の締結にあたっては、採択された事業内容等について受託者として決定した企業等と県との間で契約仕様書を作成するものとし、本企画提案募集においては、事業目的をより効果的にする提案を妨げない。

(3) 選考方法

企画提案方式 (プロポーザル方式)

(4)履行期限

令和8年3月13日

2 業務に要する費用

5,000千円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

3 企画提案参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 鹿児島県から指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定に該当しない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者。
- (7) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するため の必要な経営基盤を有していること。
- (8) 都道府県税を滞納していないこと。

4 募集期間

令和7年5月9日(金)から令和7年6月3日(火)まで (※参加申込書の提出は令和7年5月28日(水)まで)

5 提出書類等

(1)提出書類

ア 参加申込書

企画提案への応募について、別添「参加申込書」(様式1)により、<u>令和7年5</u>月28日(水)午後5時までに電子メールにより提出すること。送信の事前または事後に必ず電話確認を行うこと。

また、「参加申込書」を提出後、諸般の事情により辞退する場合は、別添「辞退届」(様式2)を令和7年5月28日(水)までに電子メールにより提出すること。

- イ 企画提案書提出届 (様式3)
- ウ 企画提案書(様式任意)

次の内容を記載すること。

- 実施業務の概要(業務名,目的,実施期間,運営体制等)
- 別添提案仕様書の提案事項内容
- ※本業務の類似する又は参考となるような取組実績がある場合は明記する。
- 工 事業費内訳書 (様式任意)
- オ 企業概要資料(経営理念・方針,現在の事業内容,組織体制等)
- カ 誓約書及び役員等名簿 (様式4)

(2) 提出部数及び提出期限

た田市永久もに田が下			
	提出書類	部数	提出期限
ア	参加申込書(様式1)	1 部	令和7年5月28日(水)17:00
1	企画提案書提出届(様式3)	1 部	
ウ	企画提案書 (様式任意)	6 部	
工	事業費内訳書	6 部	令和7年6月3日(火)17:00
オ	企業概要資料	6 部	
力	誓約書及び役員等名簿(様式4)	1 部	

(3)提出場所

下記9のとおり

(4)提出方法

持参又は郵送(※参加申込書は電子メールにて提出。) 提出期限までに必着とする。郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る 方法とすること。

(5) 提出の条件

- ア 企画書の提案は、1者につき1案に限る。
- イ 企画書の規格は、A4判又はA3判の折り込みとする。
- ウ 提出された企画書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。
- エ 企画提案書は、受託者選定作業等必要な範囲において、複製することがある。
- オ 企画書作成及び提出に関する経費は、企画提案者の負担とする。
- カ 提出書類は、返却しないものとする。
- キ 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 企画提案に係る質疑

ア 今回の企画提案の内容について、質問等がある場合は、<u>別添「質問書」(様式5)</u> により、令和7年5月21日(水)までに電子メールにより提出する。

(電話や来訪による質問は受け付けない。)

なお、送信の事前または事後に必ず電話確認を行うこと。

イ 回答については、質問者に対し、電子メールにより回答し、併せて県ホームページにも随時掲載する。その回答は、本要領又は企画提案仕様書の追加又は修正とみなす。

なお、当方からの質問趣旨の照会、確認等についてもメールで行う。

6 企画提案の審査方法

(1) 審査・選考の方法

企画提案の審査は、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について総合的に評価し、特に内容が優れた者(最優秀提案者と選考された者)を本委託事業の契約相手方の候補者とする。

なお、審査に際し、内容等で確認を要する事項がある場合には、問い合わせを行う。

(2) 企画提案の選考審査会(プレゼンテーション)

ア 日時:令和7年6月6日(金)に実施予定

- イ 場所: 鹿児島県庁 (Web でのプレゼン対応も可能)
 - ※ プレゼンテーションを行う具体的な順番や日時等については別途通知する。
 - ※ プレゼンテーションは説明 20 分程度、質問 10 分程度を予定。

(3)審査基準

- ① 本事業の趣旨を理解した提案となっているか。
- ② 仕様書に記載する内容を押さえた提案であるか。
- ③ マルシェの準備、開催について具体的な方法が示されているか。
- ④ 統一ロゴの制作, 販売促進資材の作成について具体的な方法が示されているか。
- ⑤ マルシェの効果的な周知について、具体的な方法が示されているか。
- ⑥ アンケートの実施分析について、具体的な方向が示されているか。
- ⑦ 企画内容は実現性があり、説得力のある提案となっているか。
- ⑧ 事業が円滑に進められるような適切なスケジュールになっているか。
- ⑨ 企画内容に見合った経費となっているか。
- ⑩ 人的体制,運営等は十分か。
- ① 棚田地域及び関係者等と十分連携がとれる体制となっているか。
- ② 本事業と類似又は関連する業務実績があり、その経験やノウハウを本業務に活かせるか。
- ③ 提案者の強み、独自の創意工夫が加味されているか。

(4)選考結果

選考結果は、企画提案者全員に対して電子メール等において通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

ただし、次のいずれかの事由により業務契約が締結できない場合は、次点者を契約 候補者とする。

- ア 3の参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- イ 契約候補者が本業務の契約の締結を辞退した場合とき
- ウ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能となったとき

7 契約について

選考で最優秀提案者に決定した事業者は、提案した事業内容に基づき委託者と委託契約を締結するものとする。

(1) 事業内容

原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて委託者との協議により提案された企画内容の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

(2)委託金額

事業を実施するために必要な経費とし、事業内容を修正した場合においても、2に 定める額を上限とする。

(3)業務の再委託

業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

また,主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し,又は請け負わせる場合は,あらかじめ県の承諾を得ること。

8 手続きの流れ

令和7年5月9日(金) 企画提案の募集開始

令和7年5月21日(水) 質問受付期限

令和7年5月28日(水) 参加申込書提出期限

令和7年6月3日(火) 企画提案書提出締切

令和7年6月6日(金) 企画提案プレゼンテーション(予定)

令和7年6月11日(水) 業者選定結果通知(予定)

令和7年6月下旬 契約,業務着手

9 応募・問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1

鹿児島県農政部農村振興課むらづくり推進係 担当:河脇・木下

TEL: 099-286-3108 (直通) FAX 番号: 099-286-5589

E-mail: nouson-mura@pref.kagoshima.lg.jp